

水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 13）

水産庁長官承認 令和 7 年 4 月 14 日
施行 令和 7 年 4 月 25 日
施行 令和 8 年 3 月 10 日

○遊漁船安全設備導入支援事業

（事業実施者）

第 1 条 本事業の事業実施者は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「遊漁船業法」という。）第 3 条第 1 項に基づく登録を受けた遊漁船業者（以下「遊漁船業者」という。）であって、第 1 号から第 3 号の全てを満たす、遊漁船の利用者（以下「利用者」という。）の安全性の向上を図り、資源管理の取組みを行う者とする。

- （1）利用者の安全性向上のため、遊漁船に業務用無線設備、非常用位置等発信装置及び改良型救命いかだ等（以下「安全設備」という。）の導入を実施する者
 - （2）事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第 28 条第 1 項に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、当該協議会に加入し、利用者の安全の確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進する者
 - （3）遊漁採捕量等報告システムにより、利用者が採捕した水産動植物について、水産庁に報告を行う者。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としな
- （1）遊漁船に導入しようとしている安全設備を当該遊漁船に既に設置している者。
 - （2）事業実施計画の承認申請日以前 1 年の間に遊漁船業法等に違反したことが確定した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から 1 年とする。

（助成対象機器等と助成対象経費）

第 2 条

1 助成対象機器

本事業において助成の対象となる安全設備は、処分制限期間が 5 年以上のものとし、1 事業実施者につき 1 設備までとする。

（1）業務用無線設備

業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）。

（2）非常用位置等発信装置

非常用位置等発信装置（衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）又は船舶自動識別装置（AIS））。ただし、EPIRB は AIS-SART 機能を有するものに限り、AIS には簡易型 AIS を含む。

(3) 改良型救命いかだ等

改良型救命いかだ等(乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ又は内部収容型救命浮器)。ただし、改良型救命いかだ等には乗込装置を含む。

2 助成対象経費

(1) 助成対象経費は、前項の機器本体価格の1/2以内(下取価額を控除し、消費税を除く。)を助成する。また、助成金の上限額は、業務用無線設備は6万円以内、非常用位置等発信装置は12万円以内、改良型救命いかだ等は75万円以内とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない。

(2) 前号の規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている安全設備の導入にかかる経費については、助成の対象外とする。

3 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から令和9年3月31日までに完了するものとする。ただし、やむを得ない事情により機器等の導入が令和9年3月31日までに完了しないと水漁機構が認める場合には、水漁機構が定める期日までに完了するものとする。

(事業実施者からの応募)

第3条 本事業を実施しようとする事業実施者は、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構(以下「水漁機構」という。)が定める期日までに「遊漁船安全設備導入支援事業実施計画承認申請書」(別記様式第9-1号。以下「計画承認申請書」という。)、 「事業実施者の概要と実施計画」(別記様式第9-1号の別添。)及び見積書等の水漁機構が定める書類を水漁機構に提出する。

(遊漁船安全設備導入支援事業実施計画の承認及び交付決定)

第4条 水漁機構は、前条の応募があった場合には、事業実施者から提出された計画承認申請書の内容が以下の要件に適合することを確認する。

(1) 申請者が第1条に定める事業実施者であること。

(2) 安全設備の導入にあたり第2条に定める助成対象経費であること。

2 水漁機構は、事業実施者から提出された計画承認申請書の内容が適切であると認められた場合には「遊漁船安全設備導入支援事業実施計画承認通知書」(別記様式第9-2号)を通知する。

3 通知を受けた事業実施者は、「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金交付申請書」(別記様式第9-3号)により、水漁機構へ交付申請を行い、水漁機構は申請内容を確認した上で、「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金交付決定通知書」(別記様式第9-4号)を通知する。

- 4 水漁機構が定める期間に提出された前条の応募における本事業の助成要件を全て満たした安全設備の導入に係る助成額の合計が予算額を超えた場合、事業実施者の選定は、抽選その他水漁機構が別に定める方法（以下「抽選等」という。）により行うものとする。このとき、改良型救命いかだ等について申請した者のうち、改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法で利用者の安全性を確保できる者については、事業実施者を選定するための抽選等から除外するものとする。
- 5 第2項の承認後に生じた遊漁船安全設備導入支援事業実施計画の変更は、第1項から第3項までの規定に準じて行うものとする。

（事業結果の報告及び助成金の請求）

第5条 事業実施者は、事業終了後、「遊漁船安全設備導入支援事業実績報告書」（別記様式第9-5号）、「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金精算払請求書」（別記様式第9-6号）のほか、証拠書類を添えて、水漁機構へ提出する。

- 2 事業実施者からの助成金の請求は、基本的には一括精算払とするが、事業途中で概算払を請求することができる。概算払については、事前に水漁機構と協議し、水漁機構が適当と認めた場合に「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金概算払請求書」（別記様式第9-7号）をもって請求できる。

（実施状況等の確認）

第6条 事業実施者は、遊漁船安全設備導入支援事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに前条第1項に基づく実績報告書等を、水漁機構に提出するものとする。

- 2 水漁機構は、前項による実績報告書等を確認するほか、必要に応じ、現地においてこれを確認するものとする。
- 3 水漁機構は、前項による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 水漁機構は、第5条第1項の実績報告書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金の額の確定通知」（別記様式第9-8号）により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

（導入する機器等に係る管理）

第8条 事業実施者は、「機器等の管理台帳」を作成するとともに、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。

(事業の中止等)

第9条 事業実施者は、事業を中止又は廃止する場合、並びに交付決定後に生じた事由により、補助事業を継続する必要がなくなった場合は、「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金の中止等申請書」(別記様式第9-9号)を水漁機構に提出しなければならない。

(事業実施後の事業内容変更)

第10条 事業を実施した事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金の変更承認申請書」(別記様式第9-10号)により、水漁機構と協議し変更の承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施者を変更しようとする場合
- (2) 機器等又はその設置(管理)場所を変更しようとする場合
- (3) その他水漁機構が変更申請の必要があると認めた場合

2 水漁機構は、前項の承認をする場合において、「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金の変更承認通知書」(別記様式第9-11号)により、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の取消等)

第11条 水漁機構は、第9条の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、業務要領又は業務要領に基づく処分又は指示に違反した場合
- (2) 事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

2 水漁機構は、前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合は、「遊漁船安全設備導入支援事業費助成金交付決定取消通知書」(別記様式第9-12号)により、当該交付決定の全部若しくは一部の取消し又は変更を受けた事業実施者に対し、その旨を通知するものとする。

(事業実施者への指導等)

第12条 水漁機構は、本事業の実施に関して、事業実施者に対し指導及び監督を行うものとする。

(その他)

第 13 条 この業務要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。

2 事業実施者は、本事業の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに水漁機構に協議しなければならない。

附 則 (令和 7 年 4 月 25 日)

この業務要領は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 10 日)

この業務要領は、令和 8 年 3 月 10 日から施行する。